

避難情報の伝え方を変更
5段階の警戒レベルで避難のタイミングをお伝えします

警戒レベル	避難行動	避難情報
警戒レベル 1	気象情報等に関心を高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)
警戒レベル 2	避難行動を確認。 (避難用品、避難経路の確認)	大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児等)とその支援者は避難。 その他の人は避難準備をしてください。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (町が発令)
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難場所へ避難。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難してください。	避難指示 避難勧告 (町が発令)
警戒レベル 5	命を守るための最善の行動。 既に災害が発生している状況。	災害発生情報 (町が発令)

警戒レベル 4 で全員避難!!

※警戒レベルは 1～5 の順に発表されるとは限りません。



平成30年7月豪雨の被害(上市場)

防災無線等での放送例

6月まで

「役場総務課から台風20号に伴う避難準備情報についてお知らせします。」

6月から

「役場総務課から台風20号に伴う警戒レベル3、避難準備情報についてお知らせします。」



「警戒レベル3」と聞いたら、避難に時間を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児等)とその支援者は避難してください。

報道等の

防災気象情報について

国土交通省、気象庁、都道府県からは警戒レベル3～5について、

「警戒レベル〇相当情報」と発表されます。

(〇の中には3～5の数字が入ります)

これは、発表された地域が警戒レベル〇の状態にあるという指針であり、地域住民の主體的な避難行動等を支援する情報です。

町は、警戒レベル〇相当情報と実際の地域内での情報を照らし合わせ、「警戒レベル〇」という情報を発令します。つまり、報道で発表されている警戒レベル相当情報と、町が発表している警戒レベルの段階が必ずしも一致するわけではありません。

昨年の豪雨災害のように、夜間に被害が拡大し続けることもありまので、警戒レベル3以上が発令されたら、早めに避難を行ってください。

問合せ先 役場総務課 ☎ 75-4111